

一宮市告示第 3 7 9 号

地方税法第 2 0 条の 2 及び一宮市市税条例第 1 8 条の規定により、別紙のとおり令和 7 年度（令和 7 年度分・令和 6 年度分・令和 5 年度分） 市民税県民税納税通知書を送達します。

なお、これらの納税通知書は、財務部市民税課で保管しており、申出によりいつでも交付します。

令和 7 年 8 月 7 日

一宮市長 中 野 正 康

No. 3117

(令和 5年度分)

作成日付：令和 7年 8月 4日
1 頁

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]